

第 2 2 回 農 地 部 会
議 事 録

期 日

平成 2 8 年 5 月 1 3 日 開 会

平成 2 8 年 5 月 1 3 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成28年5月13日(金)午前9時30分 米沢市農業委員会第22回農地部会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(18名)

1番	吉田健二	委員	7番	中根友裕	委員	13番	菅野英一郎	委員
2番	大橋久芳	委員	8番	高橋信夫	委員	14番	安部輝雄	委員
3番	佐藤健一	委員	9番	鈴木孝一	委員	15番	伊藤精司	委員
4番	高橋祐弘	委員	10番	佐久間英之	委員	16番	高橋秀治	委員
5番	二宮啓一	委員	11番	上村貞義	委員	17番	大野澤進	委員
6番	長谷部秀昭	委員	12番	中村圭介	委員	18番	石川正義	委員

欠席通告委員

なし

遅刻通告委員

なし

部会委員以外の出席委員

なし

部会委員以外の出席者

なし

会議に出席した事務局職員(5名)

事務局	長	町田和利
農地主	査	戸田美恵子
主	査	佐藤秀洋
主	査	水谷春栄
主	事	渡部史紀

会議に付議した事項

- | | |
|--------|--|
| 報第 1 号 | 非農地証明の報告について |
| 報第 2 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対する許可処分について |
| 議第 1 号 | 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について |
| 議第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について |
| 議第 3 号 | 事業計画変更申請について |
| 議第 4 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議第 5 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議第 6 号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第 7 号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |

開 会 午前9時25分

議 長 おはようございます。

まだ時間前ですが、全員出席ということで、部会のほうを始めていきたいと思えます。

前回の相談日の折、熊本地震の義援金のご寄附、きょうまでだということで、皆さん方に連絡をしていると思えますので、よろしくご協力をお願いいたします。

1年の始まり、田起こし作業等、この天候で大変苦勞しているのではないかと思う中、きょうは部会終了後、遊休農地対策委員会ということでありますので、部会のほうをスピーディーに進めていきたいと思えます。ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

では、早速部会を始めていきます。よろしくお願ひします。

それでは、ただいまより第22回農地部会を開催いたします。

初めに、「農業委員憲章」の唱和をお願ひします。発声は3番佐藤委員にお願ひいたします。

(唱和)

本日の出席委員は18名中18名であり、去る5月11日に通知しました第22回農地部会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、13番菅野英一郎委員、14番安部輝雄委員を指名いたします。

早速議事に入りますが、その前に議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

農地主査 (挙手)

議 長 農地主査。

農地主査 議案の訂正などはありませんので、よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願ひします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので、報告します。

受理番号6号から9号の計4件で、田23筆 11, 923.95㎡、畑2筆 123㎡、合計25筆 12, 046.95㎡です。

受理番号6号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年

月日は昭和58年ごろです。申請理由は、昭和58年ごろから田んぼをつくらなくなったため、今は原野になっているためです。

受理番号7号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和40年ごろです。申請理由は、昭和40年ごろより建物敷地として利用してきたためです。

受理番号8号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から雑種地への転用です。転用年月日は昭和45年ごろです。申請理由は、昭和45年より作付をしておらず、荒れているためです。

受理番号9号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種地への転用です。転用年月日は平成5年ごろです。申請理由は、平成5年ごろから葎、雑木等が茂り、現在に至っているためです。

以上、よろしくお願ひします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事
議 長
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分したので報告する。

1. 米沢市農業委員会農地部会における農地転用許可案件。4月部会での農地法第5条第1項の案件につきまして、平成28年4月15日付で許可しました。

5条、受理番号1号から3号の計3件でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

なお、4月以降、農地転用に関する意見聴取の取り扱いについては、3、

000㎡に満たない第1種農地について、一般社団法人山形県農業会議への意見聴取申請が、市町村の任意ということに変更されました。それを受け、4月部会では、申請から許可証交付までの期間の短縮を考慮し、意見聴取をしないで部会の中で許可し、決定をしました。つきましては、今後、農地転用許可申請について、3,000㎡に満たない第1種農地について、意見を求めないで部会の中で許可決定をし、報告案件として議案書を作成しないということを進めたいと思いますが、このことについて異議ありませんか。

- 3 番 一応、農地法が変わって、農業会議の諮問が今度なくなったということなんですけれども、米沢については部会制をとっておりますので、農政振興部会の委員については許可されたものかどうかという、知り得ることがおけるといことにもつながりますので、従来どおり報告案件として書類として委員全員に配ったほうがスムーズに流れると思いますので、なくしてしまうと、総会制の場合ですと全員で審議するわけですから問題ないんですけれども、米沢については部会制をとっているということで、そういうような形で私はお願いをしたいというふうに思います。

戸田主査
議 長
戸田主査

(挙手)

戸田主査。

そのことについてですが、結局のところ農地法第3条と同じ形になります。部会で許可するかどうか、そこで決定するわけなので、そういった旨、今の吉田部会長から話されたものを次の農政振興部会でもお話をして、それで議案書でもって、それが許可されたかどうかとわかるかと思いますが、特に報告案件ということでの記載は必要ないかと事務局のほうでは考えますので、皆さん、どうでしょうか。逆に質問になって申しわけないんですが、そういうふうなことで進めたいと思います。

議 長

よろしいですか、佐藤委員。

そのほか。

3 番

一応、来年の7月から現在の農業委員会の仕組みというのが変わるわけなので、将来的には農業委員の人数が減るということで、恐らく総会制になるかと思いますが、それまでの約1年間ありますので、できれば今までどおりその間は書類を作成していただいたほうが、私はいいのではないかと。

議 長

というところ……。

1 8 番

(石川正義委員 挙手)

議 長

石川委員。

1 8 番

18番石川ですが、この件に関しても第3ブロックでは議論しました。やはり幾ら今現在法が変わったとしても、私も以前から、これは農政、農地と

いう米沢市の場合は2部制をとっているという関係上から、やはり農地で諸問題が出たものに対しては農政、農政で出たものに対しては農地というようなことの全員協議会というものが鉄則なので、今まではそうだと思いますので、今佐藤委員の話のとおり、今度新たな組織改革になるというような関係上から、やはり今までどおりの知る権利というような関係上から、やはり農地で出たものに対しては当然、今半分の委員の方がいると思いますので、そちらのほうにも知りながら、やはり今までどおりの体制でいったほうがよいのではないかというふうに思いますので、これまた第3ブロックでは、そのような要望というようなことですが、皆さんのご意見をお願いしたいと思います。

議長 ということ、今第3ブロックというようなことで話が出ましたが、皆さん方、従来どおりで、改選前は議案書のほうでの報告をしていただきたいと、このような意見ですが、いかがでしょうか。

15番 (伊藤精司委員 挙手)

議長 伊藤委員。

15番 15番伊藤です。

農地で話したことを農政のほうで情報を知るというのが大切だと思います。だから農事相談というのがあって、そこでこういう案件を皆様に示して、各地区で話をしてやっているわけで、農地法が変わって、今度30アール以下は市町村に任せるということになっただけのことで、この案件については農事相談で皆さんにお示しするわけだから、私は問題ないかなと思いますが、以上です。

議長 問題がないのではないかというような意見……。

3番 一応、部会で決定して、即許可証が交付されるということでありましてけれども、部会議終了後、翌日の農事相談日まで農政部会についてはその流れがわからないわけでありまして、特に許可証を発行した後、ただほかの委員に、農地部会以外に報告するような流れになってしまうので、できればやっぱりその間を、許可証を出したということについては、やっぱり一日でも早く農政部員に通知する必要があるのではないかというふうに私は思います。

15番 情報を早く出すというのは全くそのとおりだと思いますが、今までも1カ月後の農事相談で、そういう県の諮問委員会通ったよということが報告になっているわけですから、私は問題ないかなと思いますが、以上です。

議長 というようなことで、従来だと一月も皆さんのところに議案書の中を通して報告してきたというようなことでありますが、今事務局から説明ありましたが、従来どおり次回の相談日の折に報告をしていくというようなことで、今までどおりだというように考えていただいたほうがよいのではないかと思います。

いますが、いかがなものでしょうか、その点に関しては。どうしても早目のうちに告知するべきだというような考え方で、佐藤委員のほうから出たんだけれども、部会の内容等が見えないと、こういうような考え方なんだけれども。

3 番

資料として残らなくなる、あくまでも部会が終わって、部会の内容というのは誰も早い時期にはわからないわけでありますので、要するに部会員でない方に翌月の農事相談日まで許可証を交付したという内容は周知ならないわけでありますけれども、書面で渡すことによって位置づけられる面があると思いますので、ただ口頭で許可しましたというようなことでは何も残らないと、結果的に。当然部会が終了して、部会が終われば全て許可証が交付なるものというふうに、逆にやっぱり解釈されかねないわけでありますので、私はやっぱり資料として許可を出したという資料を残すべきだと思います。

議長
農地主査
議長
農地主査

というように今、いかがですか、皆さん方。書面……。

(挙手)

農地主査。

済みません、そうしますと、ここで許可決定して許可証を出しているということは、3条も、集積関係もありますけれども、3条も結局は同じではないでしょうか。私、去年から来ていますけれども、農事相談で議案書の説明をさせていただいて、その中で農地部会で変更箇所があれば、当然農政振興部会のところでも、こう変更になりましたという報告は、まず必要だと思います。そういったものが、去年1年間の間には、なかったようです。農政振興部会のほうにも知っていただかなければならないというのはわかりますけれども、そういう形でいいのかなと思って、結局3条と同じ届けで出すということになれば、その30アール未満については意見聴取をしない、しなくてもいいというようなことで変えましたので、変えたというか、申請者に対する許可決定、受け取るまでの期間が1カ月後に延びるわけなんです、4月から。なので、その申請者の方に対する許可証を出すまでの期間は、しょうがないので4月はそのとおりにしたわけなので、今回議案書を見て皆さん、わかるかと思いますが、ちょっと形を変更させていただいています。当然、28年4月15日付で部会で許可しましたという報告だけなものですから、それはそれで3条と一緒に要らないのではないかなという事務局の判断になりました。委員の皆さんがどう考えていらっしゃるか意見をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

18番

それならせつかく農事相談日で、各ブロックごとに出てきたものに対しては話し合いをしたと思います。我々のほうが今話出たのは、第3ブロックではこうだというようなことで、この中には農政の人もはまっておりながら、

第3としてはこうあるべきではないかということ佐藤委員並びに私が今話しているわけで、会長のお話というものに対しては、会長、執行部、イコール事務局との話し合いのもとで、法の改正あるいは今後事務局の簡素化を図るためには、このようではないかというようなたたき台と、たたき案というようなことでございますので、議長のほうにお伺いしますが、我々第3ブロックのほうはこうだというものに対して、しからば第1のほうはどうだったか、当然農政の人たちも入っております。第2のほうにおいても農政の人たちもはまっております。そういった意味合いで、いや、我々は農業委員だけれども、農政だから、農地のほうで何とかしてほしいというような大半の意見なものならば何も、それに従わざるを得ないというようなことで、いつも民主主義の折で、すぐ決をとりたいと思いますというのが、いつでもの提案でございますので、やはりその辺も議長の判断をよろしく願いしたいというふうに思います。

議長 　では、話のほう少し長引くというようなことで、一時休憩を挟んで部会を協議会のほうに切りかえて話をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

協 議 会

議長 　次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査 　(挙手)

議長 　水谷主査。

水谷主査 　議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。このことについて、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知があったので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号15号の1件です。筆数及び地積は、田のみ2筆 3, 135㎡、よって合計も同一であります。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議のほうよろしく願いいたします。

議長 　ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

全委員 　なし。

議長 　ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

続きまして、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号16号から21号までを上程いたします。

議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査 (挙手)

議長 水谷主査。

水谷主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を求めます。

受理番号16号から21号までの計6件です。

筆数及び地積は、田134筆 131,529.62㎡、畑15筆 11,003.25㎡、合計149筆 142,532.87㎡。

受理番号16号 渡人 ○○○○、○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による贈与です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号18号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小による売買です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借（新規就農）です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号21号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他による売買です。

以上、ご審議のほうよろしくお願いたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

では、16号。

6番 (長谷部秀昭委員 挙手)

議長 長谷部委員。

6番 6番長谷部です。

16号について説明をいたします。

吉田委員の調査になります。渡人と受人は親子関係になります。親子関係での贈与ということで、問題ないそうです。よろしく願いいたします。

議 長
2 番
議 長
2 番

では、17号。
(大橋久芳委員 挙手)

大橋委員。
2番大橋です。

私から、17号と19号、20号を説明いたします。

これ全て佐藤利夫委員の案件でございますが、農事相談の折に確認しましたので、ご報告をします。

17号については、〇〇〇〇さんのほうに確認をとってきたというようなことでしたが、新たに賃貸借というようなことで、特に問題はないというようなことでした。

19号と20号は、借人が親子になっておりますが、19号のほうの〇〇〇〇さんのほうが、今回新規就農で新たに△△△△さんの田を借りて野菜をつくっていくというようなことで、ちょっと条件の悪いを田として利用するというので、そちらのほうを〇〇〇〇さんのほうが借りるというような形になるようです。特に問題はないということでしたので、よろしく願いいたします。

議 長
9 番
議 長
9 番

では、18号。
(鈴木孝一委員 挙手)

鈴木孝一委員。

受理番号18号につきまして、調査されたのは遠藤伊一委員でありまして、農事相談の際の報告、調査内容を報告させていただきます。

なお、〇〇〇〇さんが高齢による経営縮小というようなことでの売買であります。場所が△△△△の西の圃場と、〇〇〇〇の方がおられるんですが、その隣にちょっと田んぼがある、その2カ所の分を〇〇〇〇さんが手放して△△さんに売買するというようなことの内容で、特別に問題ないというような報告でありましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

議 長
1 0 番
議 長
1 0 番

では、21号。
(佐久間英之委員 挙手)

佐久間委員。

10番佐久間です。

21号についてご説明を申し上げます。

5月1日に〇〇〇〇さんにお話をお聞きしまして、現地を確認しました。5月6日には管財人弁護士さんのほうに伺いまして、お話を聞いてきたところであります。

この案件につきまして、今回3条で許可なり次第、〇〇さんは△△さんと雇用の契約を結び、今までどおり田畑を〇〇さんが管理をするというような形になるそうであります。

現地確認をした際にであります、田畑138筆あるわけなんです、その中の4筆、田んぼの中に現在〇〇さんが住んでいらっしゃる家が建っておるといふ現況になっておりましたので、ご報告を申し上げます。

以上です。

議長 ただいまの報告の中で、受理番号21号について、申請された農地に一部農地として使用されていない部分があるということですので、先に受理番号16号から20号までについて審議し、その後に受理番号21号について審議させていただきたいと思っております。

それでは、受理番号16号から20号までについて、意見並びに質問ありませんか。

18番 18番石川です。

農事相談日のときに資料を持っていなかったものですから、ちょっと気づかなくて、その後自宅で調べたら、若干数字の差異があるのではないかというふうに思いますので、その辺ちょっと確認なんです、19番、〇〇〇〇君が利用計画書ということで営農計画書を提出されております。それにおいては3,729㎡というようなことで、〇〇〇〇さんと合計しますと、そのような3,729㎡になるわけなんです、やはり個人、息子さんの健一郎氏が契約をしているのが、確約書のほうには3,729㎡ということになっておりますので、その辺やはり的確にしておくべきではないかというふうに思いますが、その辺よろしくお願ひしたい、どうなっているか。

議長 面積において違う点があるのではないかというようなことですが、事務局の説明をお願いします。

水谷主査 (挙手)

議長 水谷主査。

水谷主査 この面積について、事前に新規就農ということで〇〇地区のほうにその意向を示されたと思っております。当初が〇〇さんの1筆の中に629.63㎡含めでの1筆であります、先ほど大橋委員が報告したとおり、中の1筆の中に一部新規就農で借りてする、一部が△△△△さんが田んぼをつくられるということで、当初の計画より面積の内訳変更があったことがございます。その受け付けの段階で、その確約書の部分が当初の計画ということだったので後

日にそこを訂正します。気づかなかったんですけども、確約書は今後本人に申し出をして訂正させていただきます。よろしくお願いたします。

議 長

よろしいですか。

では、ほかに質問、意見、ございませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号16号から20号までについて、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号16号から20号までについて、許可することに決定いたしました。

続きまして、受理番号21号について、意見並びに質問ありませんか。

3 番

(佐藤健一委員 挙手)

議 長

佐藤委員。

3 番

3番佐藤です。

一応事務局からの説明で、自宅が建っている土地も農地になっているということで、自宅を建ててから何年たっているかですけども、相当な年数が経過しているかと思えます。今回3条での農地としての処分については、現況が既に宅地でありますから、私は申請時点でその分を除外をして申請していただくような手だてをしておくのが流れだと思いますけれども、今回一括して上がっていますので、今回についてはこのまま保留をし、翌月、1カ月後に再提出していただいて、その4筆を除いた中で審議をして許可するのが妥当と思えますので、よろしくお願いたします。

2 番

(大橋久芳委員 挙手)

議 長

大橋委員。

2 番

2番大橋です。

管財人の〇〇さんという弁護士さんが入って、それをやるんだけど、弁護士さんのほうはこれを承知の上で、上げてござったんでしょうか。

農地主査

(挙手)

議 長

農地主査。

農地主査

大橋委員のおっしゃるとおり、〇〇弁護士のほうからは、申請したのが登記簿上農地であるもの全て出しましたということで、調査の段階でわかったということについて、4筆の宅地についてはお話ししたところです。そうしますと、〇〇弁護士さんのほうでは、その宅地の部分は除いていただいて一部の許可ということでも結構なので、何とかこの部会で承認をいただきたいということでした。

以上です。

2 番 管財人弁護士さんが入っているというようなことで、安心してお任せするというのは変なんだけれども、やっぱりその4筆を除くというようなことで今回受けて、やっぱり△△さんがこれから契約を結ばないと、農業がちょっとなかなかできないというようなこともあると思うので、今回は〇〇さんが言うとおりにお願いしたほうがいいのではないかとというような気がいたします。

議 長 というようなことで、ではこの4筆、宅地を除いた農地に関して承認していくというようなことで、よろしいでしょうか。

1 8 番 18番石川ですが、いや、よろしいといえばよろしいようなわけなんです、やはり宅地というものに対しては、あの家は相当古い、下地が誰しもが農地ということに対しては、当然わからなかったというのが通念ではないかと、多分江戸時代ころからの家ではないかというふうに私は思いますが、その下の地が今さら農地であると、しかし管財人あるいは弁護士が立っているというものに対しては、やはりその辺は目をつむるところはつむるというようなことで示してくれたほうが逆によいのではないかと私は思います。

農業委員の皆さんは、優良農地を米沢からほかの土地へというものに対しては、満場一致で賛成をしてくださったわけでございますので、やはりその辺は管財人弁護士というものを踏まえての宅地に対しても、建っているところも農地だったということに対しても、やはりその辺は一緒に目をつむるところはつむるというような形はとれないものか、その辺はやはり事務局サイドでいかないものか、その辺我々はわかりませんが、農業委員の皆さんは、やはりその辺、全体の問題だというような関係上から、そのように許可をしたというふうに思いますので、その辺スムーズにしてくれたほうが、かえって〇〇氏においてもよいのではないかと思います、事務局どうですか、その辺。

戸田主査 (挙手)

議 長 戸田主査。

戸田主査 そのとおりではあるんですけども、やはり農業委員会の中では農地について審議するということがありますので、正直申し上げますと、相談の段階で全てこちらとしても調査すべきところでしたが、そこを見落としてしまったということもありまして、いざ申請していただいた段階でわかったということが本当のところ。なので、用途が農地を宅地で使っている以上は、そこはやはり農地法3条には当たらないということなので、山形県農業会議のほうにも相談しまして、その部分については許可に値しないということで、条件つきで一部農地についてのみ許可を出すという方向で今確認しているところです。それで、許可証を出す際には、弁護士さんのほうには、登記簿を

移動する際には宅地として地目変更した上で所有権の移動をしていただくようお願いすることにはしております。

議長 長 番
では、21号について、そのほか何か質問、意見等ございませんか。
農地だけということで、いいのではないですか。

議長 長
というようなことで、農地だけ許可という方向で承認させていただきます。
全員……。

農地主査
議長 長
(挙手)
農地主査。

農地主査
ただいまの審議ありがとうございました。それで、議案書内の合計のところなんです許可した筆数、地積については、次のようになります。

田が、4筆除きますので130筆、128, 798. 75㎡、畑は同じということで、合計のほうは145筆、139, 802. 00㎡が許可となりますのでよろしくをお願いします。

なお、農政振興部会の方々に対しては、次回の農政振興部会で事務局のほうから報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長 長
全委員
議長 長
では、変更部分、面積確認というようなことで、よろしいでしょうか。
はい。

議長 長
では、次に、議第3号 事業計画変更申請について、を議題といたします。
それでは、受理番号1号から3号までを上程いたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事
議長 長
(挙手)
渡部主事。

渡部主事
議第3号 事業計画変更申請について、下記のとおり事業計画を変更したいと申請があったので、農業委員会に付議いたします。

受理番号1号 許可 平成27年5月19日、農地法第5条の許可を得ております。当初計画者 米沢市〇〇〇〇、氏名 △△△△、職業 会社員、承継者は同上でございます。土地の表示、事業計画理由等については、記載のとおりです。

続きまして、受理番号2号 許可 昭和57年12月22日、農地法第5条の許可を得ております。当初計画者 米沢市〇〇〇〇、△△△△、承継者 米沢市〇〇〇〇、△△△△、△△△△、連名です。土地の表示、事業計画理由等については記載のとおりです。

続きまして、受理番号3号 許可 平成27年7月22日付で農地法第5条の許可を得ております。当初計画者 米沢市〇〇〇〇、△△△△です。承継者は同上です。土地の表示、事業計画理由等については、記載のとおりです。

- 以上、よろしくお願ひいたします。
- 議 長 　　ただいまの受理番号1号から3号までについて、意見並びに質問ありませんか。
- 全 委 員 　　なし。
- 議 長 　　ないので、議第3号 事業計画変更申請について、は変更することを条件に承認することに異議ありませんか。
- 全 委 員 　　異議なし。
- 議 長 　　異議がないので、議第3号 事業計画変更申請について、変更することを条件に承認することに決定いたしました。
- 次に、議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。
- 渡部主事 　　(挙手)
- 議 長 　　渡部主事。
- 渡部主事 　　議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号1号の計1件です。畑のみ1筆 56㎡、合計も同様でございます。
- 受理番号1号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場の造成のためです。こちらは第1種農地で、既存施設の拡張です。
- 以上、よろしくお願ひいたします。
- 議 長 　　この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。それでは、受理番号1号を上程いたします。
- 3 番 　　(佐藤健一委員 挙手)
- 議 長 　　佐藤委員。
- 3 番 　　それでは、受理番号1号の報告をいたします。
- この案件については、小関委員の担当地区でありまして、小関委員からの報告によりますと、○○○○さんの自宅の奥の畑ということで、動かなくなった大型のトラックなんかの牽引をしている方でありまして、屋敷内の駐車場が狭かったということで、今後自宅の奥まで駐車場を広げ、利用したいというようなことでもありますので、特に農振にも入っておらない屋敷内の畑でありますので、特に問題ないというふうにご報告を聞いておりますので、よろしくお願ひいたします。
- 議 長 　　ただいまの受理番号1号について、意見並びに質問ありませんか。
- 全 委 員 　　なし。
- 議 長 　　ないので、受理番号1号について許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号1号について許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号4号から6号までの計3件で、田1筆 335㎡、畑3筆 700㎡、よって合計は4筆で1,035㎡でございます。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場の造成のためです。こちらは第3種農地、都市計画法の用途地域内です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは第3種農地、都市計画法の用途地域です。

受理番号6号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは第3種農地、都市計画法の用途地域です。

以上、よろしく願いいたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。それでは、受理番号4号から6号を上程いたします。

では、4号。

8番 (高橋信夫委員 挙手)

議長 高橋委員。

8番 8番高橋です。

4号、5号についてご説明申し上げます。

4号につきましては、5月1日に○○さんにお会いして確認をとっております。こちらは先ほどの議第3号の1番と関連がありまして、この地図を見ただけですと、△△△△地内なんです、併用地は昨年5条申請許可がおりておりまして、現在住宅が着工中です。その南側に土地を求めて、駐車場を建設するという事です。事前着工等はございません。問題ないと思われれます。

続きまして、第5号です。こちらは角屋委員の案件であります。先ほどの農事相談で報告を受けております。角屋委員が5月1日、電話で△△△△さんの奥さんから確認をとっております。場所は○○地内なんです、この土

地を現在の住まいが老朽化したため、借人の〇〇さんが義理の父の所有地である申請地を借りて、居宅、ガレージを建て、宅地として利用したいということです。事前着工等はありません。問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議 長
1 1 番
議 長
1 1 番

では、6号。
(上村貞義委員 挙手)
上村委員、お願ひします。

1 1 番 上村です。
5月9日に、現地の調査と聞き取りを行ってまいりました。場所は〇〇〇〇に向かう県道から100メートルくらい入ったところなのですが、事前着工等ありません。一般住宅の建設ということで、先ほどの事業計画の変更と関連あるんですが、問題ないので、審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの受理番号4号から6号について、意見並びに質問ありませんか。
なし。

全 委 員
議 長

ないので、受理番号4号から6号について許可することに異議ありませんか。

異議なし。
異議がないので、受理番号4号から6号について許可することに決定いたしました。

次に、議第6号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。
それでは、受理番号1号から7号を上程します。
議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査
議 長
佐藤主査

(挙手)
佐藤主査。
議第6号 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

本案件につきましては、受理番号1号から7号までの計7件でございます。内訳は、相対による所有権移転売買2件、再設定が5件でございます。

この筆数、地積につきましては、田のみ37筆 59,252.47㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号1号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による所有権移転売買です。

受理番号2号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による所有権移転売買です。

受理番号3号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

各案件とも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から7号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号1号から7号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第7号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題いたします。

それでは、受理番号1号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査
議 長
佐藤主査

(挙手)

佐藤主査。

議第7号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により委員会に付議いたします。

本件は、先の集積計画によるものでございます。受理番号1号の1件で、この筆数、地積につきましては、田のみ21筆 27,693㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号について、議案書のとおり承認することに異議あ

りませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号1号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本日提案いたしました議案について全て審議終了しましたが、ほかに何かありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないようですので、これで第22回農地部会を閉会いたします。

閉 会 午前10時32分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成28年5月13日（金）

米沢市農業委員会

農地部会長

議事録署名委員

議事録署名委員
